

自然災害債務整理ガイドライン「着手同意書」発行のご依頼

御中

年 月 日

債務者氏名

住 所

連 絡 先

私は、貴社に対し、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下、「本ガイドライン」といいます。）の手続に着手することを申し出ますので、「ガイドラインに基づく手続に着手することへの同意書」を発行していただきたく、ご依頼いたします。

本ガイドラインによる債務整理を希望する債務者は、自己に対する債権の元金総額が最大である債権者（以下「主たる債権者」といいます。）に対して、本ガイドラインに基づく手続に着手することを申し出ることとされています。申出を受けた主たる債権者は、10営業日以内に、手続に着手することへの同意又は不同意の意思表示を書面により行うこととされており（本ガイドライン第5項(1)）。また、主たる債権者は、「本ガイドライン第3項(1)に規定する要件のいずれかに該当しないことが明白である場合を除いて、当該申出への不同意を表明してはならず、不同意を表明する場合にはその理由を当該書面に明記しなければならない」（本ガイドライン第5項(1)）とされています。

私は、本ガイドラインに基づいて、「ガイドラインに基づく手続に着手することへの同意書」の発行を貴社に依頼するものです。

貴社におかれましては、本ガイドラインをよくご確認いただき、速やかに、「ガイドラインに基づく手続に着手することへの同意書」をご発行いただきますよう、お願いいたします。

また、本ガイドラインに基づく債務整理を行った対象債務者について、対象債権者は、債務整理を行った事実やその他の債務整理に関する情報を、信用情報登録機関に報告、登録しないこととされています（本ガイドライン第10項(2)）。貴社におかれましては、本ガイドラインの趣旨に鑑み、この依頼をもって、誤って信用情報登録機関に事故情報の報告、登録を行わないよう、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、本依頼書は、東京三弁護士会（東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会）の提供する書式を用いて作成したものです。

以上

【本依頼書の書式の東京三会のHP】

- ・東京弁護士会 <https://www.toben.or.jp/bengoshi/center/saigai/isyoku.html>
- ・第一東京弁護士会 <https://www.ichiben.or.jp/bengoshi/soudan/shinsai.html>
- ・第二東京弁護士会 <https://niben.jp/legaladvice/soudan/kojin/hisai.html>